

平成15年 第4回沼田町議会臨時会 会議録

平成15年 5月23日(金)

午前10時06分 開 会

1. 出席議員

議 長	9 番	吉 田 好 宏	議 員	1 番	杉 本 邦 雄	議 員
	2 番	横 山 忠 男	議 員	3 番	室 田 俊 朗	議 員
	4 番	久 保 寛	議 員	5 番	津 川 均	議 員
	6 番	山 田 英 次	議 員	7 番	上 野 敏 夫	議 員
	8 番	絵 内 勝 己	議 員	10 番	中 村 保 夫	議 員
11 番	野 道 夫	議 員	12 番	橋 場 守	議 員	
13 番	大 沼 恒 雄	議 員				

2. 欠席議員 な し

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 西 田 篤 正 君 監 査 委 員 岩 寺 一 之 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	市 橋 忠 晴 君	収 入 役	藤 間 武 君
総務課長	平 木 昭 良 君	地域振興課長	松 田 剛 君
財政課長	辻 山 典 哉 君	農業振興課長	矢 野 潔 君
住民生活課長	辻 広 治 君	健康福祉課長	中 村 幸 雄 君
建設課長	野々宮 宏 君	和風園園長	半 田 昭 雄 君
旭寿園園長	野 原 耕 次 君		

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 篠 田 繁 彦 君 次 長 金 平 嘉 則 君

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢 野 潔) 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 金 子 幸 保 君 議事係長 浅 野 信 行 君

8. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて
承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて
承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて
承認第 4 号	専決処分の承認を求めることについて
承認第 5 号	専決処分の承認を求めることについて
同意第 1 号	助役の選任について
議案第 38 号	沼田町課設置条例の一部を改正する条例について

【欠席：中山会長、高松委員長】

開 会 午前 10 時 06 分

(開会宣言)

○議長（吉田好宏議長）これより、本日をもって招集されました平成 15 年第 4 回臨時会を開会いたします。定数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、2 番 横山議員、13 番 大沼議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（吉田好宏議長）日程第 2、会期の決定を議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は、本日 1 日間に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間に決しました。

(専決処分の承認)

○議長（吉田好宏議長）日程第 3、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成 15 年 5 月 23 日提出、沼田町長名であります。次頁、専決処分書であります。地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。平成 15 年 3 月 31 日付けでございます。

次頁をお開き願いたいと思います。今、改正条例につきましては、非常にボリュームが多い訳でありまして、改正条文の省略をさせて頂きまして、改正のあらましについて、ご説明を申し上げたいと思います。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律。地方税法施行例等の一部を改正する政令、これが平成 15 年 3 月 31 日にそれぞれ交付され、4 月 1 日から施行されることに伴いまして、本条例の改正が必要となったものでございまして、改正準則によりまして、所要の改正を専決処分と致したものでございます。

《以下、あらましを説明》

以上で説明を終わらせて頂きます。宜しくご審議の程、お願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。12番。

○12番議員（橋場 守議員）議案書が今日来たのです。たしかにこれ、地方税法変わったから、仕方なし変えるのだろーと思うのですが、今の説明で質問ないかと言われても、質問できないのです。ちょっとこれ、どうしたらいいでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）休憩します。

10時13分 休憩

10時18分 再会

○議長（吉田好宏議長）再会します。はい、12番。

○12番議員（橋場 守議員）最初の改正のあらましの中で、個人町民税関係で、平成17年度以後町民税より配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止する。ここの意味がちょっと分からないので、教えてほしいのですが、これは今度国の方でもって、これまで配偶者控除の他に、配偶者特別控除というのが38万ありましたね、これを無くすというわけですね、そうすると、町民税についてもその分38万円が今度、所得に増えることになりますよね、総収入ではなくて所得の部分が増える訳ですね。そうすると、町民税、道民税に対してもやはりその分が上乗せになってくると思うのだけれども、こういう影響についてはどのくらい、町の方としてはその分、税金が入ってくるわけですが、町民の側から言うと増税になる訳ですね、その増税になる部分というのはどのくらいあるものか、ちょっと分かったら教えて下さい。

○議長（吉田好宏議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）内容については、橋場議員のおっしゃるとおりでございまして、ただ、その影響というものについては、そこまで調査、精査しておりませんので、もし、内部で調整して調査して分かるとすれば、また橋場議員にご連絡をさせて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○12番議員（橋場 守議員）～～～の意味をもうちょっと教えてほしい。

○財政課長（辻山典哉課長）はい、いわゆるパート収入であります。その納税者の配偶者の、パート収入のいわゆる給与所得控除後の所得が38万。これ以下のものについては、それぞれ段階的に、いわゆる旦那さんと言いますか、元の配偶者の方の税から控除されるというのが、配偶者特別控除であるということでありまして、

この配偶者特別控除という制度がなくなるという事で、橋場議員のおっしゃるとおり、その部分は所得として逆に上乘せになってくるということでございます。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。12番。

○12番議員（橋場 守議員）これは、国の制度が変わったから反対してもしようがないのかもしれないけれども、交付税が減らされてきている中では大変なことなのですが、実際のことを言うと、事業額が決まっている訳です。その中で、町民税が入ってこない分だけ、国から交付税が増えてくるという形でなら、町税が多く入れば市町村の場合には収入の7割分だけですか、8割ですか、みてるのですね。その、後2割3割の部分は、いってみれば余力になる訳ですよ、そういう関係で、町民税がうんと入ってくるということは良いことだけれども、町民の方から言うと大変な負担になるので、私はこれは反対をしなければならないと思うのだけれどもどうだい。貴方に聞いても駄目だね。

○議長（吉田好宏議長）はい、11番。

○11番議員（野 道夫議員）11番。野ですけども、たとえば、固定資産税の関係について、橋場議員だけに後でお知らせしますと辻山課長の方からお話あったけれども、いやいやそうじゃなく、議会全員に中身的にどうしてこうなったのかという事を議員に全体にお知らせを頂きたいと思いますが、如何でしょう議長。

○議長（吉田好宏議長）財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）報告できる数字が出るとすれば、今、野議員がおっしゃられた方法でさせて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

○議長（吉田好宏議長）12番。

○12番議員（橋場 守議員）はい、反対します。国の制度そのものが、駄目でありまして、特別控除という、いってみれば制度的には福祉を向上させるとか、そういう意味で町民の負担を、国民の負担をやはり増進させる中身になっていますので、国そのもののやり方に反対しなければならないし、この制度も私としては認めるわけにはいかないという事で反対致します。

○議長（吉田好宏議長）他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結します。本案を採決致します。お諮り致します。承認第1号は、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。

(挙 手 多 数)

○議長（吉田好宏議長）挙手多数であります。よって、本案は承認することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第４、承認第２号 専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）承認第２号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第１７９条第１項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成１５年５月２３日提出、沼田町長名であります。専決処分書であります。地方自治法第１７９条第１項の規定によって、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。平成１５年３月３１日、沼田町長名でありまして、次の頁であります。これにつきましては、先ほどの町税条例の改正と同じでありまして、地方税法等の一部を改正する法律あわせて、それらの施行例の一部を改正する政令、こういったものが３月３１日に交付をされまして、４月１日から施行されるということに伴いまして、あわせて改正準則にのっとり所要の改正をし、専決処分としたものでありまして、まず課税額という部分であります。主な内容と致しましては、介護納付金課税額に係る、課税限度額。現行７万円でありましたが、この限度額を８万円に引き上げるというものでございます。なお、附則の中で、長期譲渡所得等の特別控除を適用させるという内容でございます。以上が主な内容でありまして、説明にかえさせて頂きたいと思っております。宜しくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認め、討論を終結します。本案を採決致します。お諮り致します。承認第２号は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第５、承認第３号 専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成15年5月23日提出、町長名であります。専決処分書であります、地方自治法第179条第1項の規定によって、沼田町特別土地保有税審議会条例を廃止する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。平成15年3月31日付けであります。次頁をお開き願いたいと思いますが、平成15年度以降当分の間、特別土地保有税の新たな課税は行わないという税法の改正によりまして、特別土地保有税審議会設置の必要性がなくなったという事から、当該条例を廃止するというふうにしたものでございます。以上でございます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認め、討論を終結します。本案を採決致します。お諮り致します。承認第3号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第6、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成15年5月23日提出、町長名であります。専決処分書であります、地方自治法第179条第1項の規定によって、平成14年度沼田町一般会計補正予算（専決第2号）を別冊のとおり専決処分する。平成15年3月31日付けでございます。別冊の平成14年度の一般会計補正予算、専決第2号、1頁目をお開きを願いたいと思います。

《以下、専決第2号を朗読、説明》

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認め、討論を終結します。本案を採決致します。お諮り致します。承認第4号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第7、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）承認第5号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成15年5月23日提出、町長名であります。専決処分書であります。地方自治法第179条第1項の規定によって、平成15年度沼田町一般会計補正予算（専決第1号）を別冊のとおり専決処分する。平成15年5月9日付けであります。別冊の平成15年度沼田町一般会計補正予算、専決第1号、1頁をお開き願いたいと思います。

《以下、専決第1号を朗読、説明》

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認め、討論を終結します。本案を採決致します。お諮り致します。承認第5号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決しました。ここで休憩をいたします。

10時47分 休憩

11時51分 再会

（任命・選任同意）

○議長（吉田好宏議長）再会致します。日程第8、同意第1号、助役の選任について

てを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田篤正町長）同意第1号、助役の選任について。本町助役に下記の者を選任したいから、地方自治法第162条の規定によって議会の同意を求めるものがあります。提案の理由につきましては、現職の市橋忠晴氏の任期満了による再任でありまして、引き続き同氏をお願い申し上げたいと思っているところであります。住所につきましては、本通り4丁目3番1号、名前につきましては市橋忠晴、生年月日、昭和18年10月31生まれ59才であります。1期4年間、精力的にそれぞれの業務をこなして頂き、助役としてふさわしい人物として、承認を賜りたいと思っている所であります。平成15年5月23日提出、沼田町長です。宜しく、お願い申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。お諮り致します。本案は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案の質疑、討論は省略することに決しました。本案について、採決致します。お諮り致します。

同意第1号は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

（一 般 議 案）

○議長（吉田好宏議長）日程第10、議案第38号。沼田町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平木昭良課長）議案第38号。沼田町課設置条例の一部を改正する条例について。沼田町課設置条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。平成15年5月23日提出、沼田町長。次の頁に、条例の読み上げます。沼田町課設置条例の一部を次のように改正する。第1条中、「地域振興課」を「地域開発課」に改め、「健康福祉課」を削る。附則、この条例は、公布の日から施行する。

次の頁に、この課設置条例の改正資料がございますので、ご覧頂きたいと思います。以上、説明に変えさせて頂きます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。12番。

○12番議員（橋場 守議員）12番。健康福祉課を削るということなのですけど

も、健康福祉課と住民生活課との仕事の関係は、非常に密接なものがあるのですけれども、今、国のやり方というのは少子高齢化社会の中で、さらに福祉を増進しなければならない立場なのに、その逆の方向に行っているのです。

益々住民に対しての、福祉の面での攻撃が加わってくるし、法律がしょっちゅう変わるのです。私達も、覚えるが追いつけないような状況でありますから、この点は仕事が益々重要になってくると思うのです。密接な関係にあるのに、この課のある場所が離れているだけであって、仕事をもっと密接にするのであれば、移動して近づけるという方法があると思うのですけれども、私はこの健康福祉課というのは、これから益々大事になると思っているので、これは削らないでそのまま続けるべきではないかと考えるのですが如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）健康福祉の分野については、非常に大事な分野だということとは私ども理解をさせて頂いておりますけれども、やはり時代の流れの中で行政の改革或いは組織の改革等を進めていかなければ、全体の町の税収の問題だとか、色々な面からいって、非常に厳しい状況になるだろうと思っているところでありますし、そうした中で、総体的な検討を加えた結果、それぞれの日常業務を進めるうえで、やはり一つの課になったほうがより、住民の皆さんの利便性を図ることができるだろうという判断をさせて頂きました。

おっしゃるとおり、将来については、健康福祉課の現在のふれあいセンターの方に、今の住民の窓口、一切のものを移転をさせて、よりバリアフリー化された建物の中で、一般の住民の皆様が、出入りが自由にできるような考え方を進めたいと思いますけれども、ここ1・2年は改造する費用ですとか、色々な面を考えますと、ちょっと難しい面もありますので、近い将来に住民の皆様のご理解を頂いて、統合した移転事務所といいますか、向こうの方に総合的な住民の窓口を持っていく考え方で、進めさせて頂きたいと思っているところでありますのでご理解賜りたいと思います。

また、つけくわえさせて頂きますが、課の統合によって、健康や福祉に対する業務の停滞というか、低下とかは出てくるという心配はしておりませんので、より住民の皆さんが、住民生活課という所へ行けば、全ての日常的なものが終わるという、より分かりやすい組織の体制にさせて頂いたという事も、ご理解を頂きたいと思えます。

○議長（吉田好宏議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。12番。

○12番議員（橋場 守議員）町長から説明ありましたけれども、私行政改革というのは、住民のサービスをいかに向上させるかというために必要なのだと思うのです。そういう立場からいうと、私は健康福祉課があつて、その業務がもっともっと住民の役立つというような方向で、やられるなら、誰も文句言う人いないと思うのです。健康福祉課の人達の、住民に対する態度そのものが悪いというのではないのですよ、私は、職員の中に住民に対する態度というのは、非常にふてぶてしい態度をとっているような人達を見受けられます。だから、そういう点での職員の住民に対する態度がきちっとしていたら、私はこの健康福祉課をくつつける必要ないと思うし、住民の人は文句を言わないと思います。そういう立場から、私はこの健康福祉課を廃止することには反対します。

○議長（吉田好宏議長）ほかにご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なし認め、討論を終結致します。本案を採決致します。お諮り致します。議案第38号は、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

（挙 手 多 数）

○議長（吉田好宏議長）挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

（閉会宣言）

○議長（吉田好宏議長）以上で、本臨時会に付議された案件は、すべて終了しました。

これにて、平成15年第4回沼田町議会臨時会を閉会致します。ご苦勞様でした。

0時00分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員